

**大阪市告示第170号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、大阪都市計画道路事業の認可（平成24年大阪府告示第133号）に係る図書の写しの送付があったので、同法同条第2項の規定により、その図書の写しを次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成24年2月10日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 送付のあった図書の写し  
大阪都市計画道路事業  
（1・4・1号大阪池田線及び1・4・2号大阪東大阪線）
- 2 縦覧場所  
大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階  
大阪市計画調整局計画部都市計画課  
  
(計画調整局計画部都市計画課)



**大阪市告示第171号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年2月10日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 許可番号  
平成23年8月24日 大阪市指令計（開）第45号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
大阪市平野区平野宮町2丁目72番1、72番2、72番3、72番14、  
72番15、20番8、20番3の一部
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市平野区瓜破2丁目2番14号  
株式会社 むつみ住建  
代表取締役 東 忠男
- 4 新たに設置された公共施設

公共施設の 種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員 (管径)	延長			
道路	5.000m	78.390m	開発者	開発者	すみ切り4ヵ所含 む。

下水道	D=150mm	5.000m	大阪市	—	0号組立マンホール インバート付1カ所 新設工
下水道	D=200mm	0.500m	大阪市	—	集水ますI型 インバート付 1カ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設の 種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員 (管径)	延長			
下水道	D=200mm	0.500m	大阪市	—	集水ますI型 1カ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部開発誘導課)

大阪市告示第172号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年2月10日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成23年9月27日 大阪市指令計（開）第55号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市平野区長吉長原2丁目12番17

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市平野区長吉長原西1丁目5番18号

辰己工務店 株式会社

代表取締役 藤村 基

4 新たに設置された公共施設

公共施設の 種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員 (管径)	延長			
道路	5.000m	40.190m	開発者	開発者	すみ切り4カ所含む。

下水道	D=150mm	7.200m	大阪市	—	0号組立マンホール インバート付 1カ所 新設工
-----	---------	--------	-----	---	--------------------------------

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部開発誘導課)



**大阪市告示第173号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年2月10日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 許可番号  
 平成23年10月19日 大阪市指令計（開）第63号  
 平成24年1月16日 大阪市指令計（開）第23-63号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 大阪市住吉区沢之町1丁目23番1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
 大阪市西区西本町1丁目4番1号  
 株式会社 クリアジャパン  
 代表取締役 宮崎 勲
- 4 新たに設置された公共施設

公共施設の 種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員 (管径)	延長			
道路	4.000m	16.850m	開発者	開発者	
下水道	D=150mm	4.350m	大阪市	—	集水ますI型 インバート付 2カ所 新設工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部開発誘導課)



大阪市告示第174号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年2月10日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 許可番号  
平成23年11月29日 大阪市指令計（開）第67号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
大阪市浪速区浪速東2丁目13番1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市浪速区戎本町1丁目9番21号  
有限会社ホームビルダー  
取締役 川島 健
- 4 新たに設置された公共施設

公共施設の 種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員 (管径)	延長			
道路	4.000m	13.500m	開発者	開発者	すみ切り1カ所含む。
下水道	D=150mm	5.500m	大阪市	—	集水ますI型 インバート付1カ 所新設工
下水道	D=150mm	8.150m	大阪市	—	集水ますI型 インバート付3カ 所新設工
下水道	—	—	大阪市	—	集水ますI型 インバート付3カ 所新設工
下水道	D=150mm	2.000m	大阪市	—	集水ますI型 インバート付1カ 所新設工
下水道	D=150mm	2.000m	大阪市	—	集水ますI型 インバート付1カ 所新設工

5 廃止された公共施設

公共施設の 種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員 (管径)	延長			

下水道	D=150mm	3.100m	大阪市	—	集水ますI型 インバート付1カ 所 撤去工
下水道	D=150mm	3.100m	大阪市	—	撤去工
下水道	D=150mm	2.000m	大阪市	—	撤去工
下水道	—	—	大阪市	—	私設ます1カ所 撤去工
下水道	D=150mm	1.950m	大阪市	—	集水ますI型 1カ所 撤去工
下水道	D=150mm	1.950m	大阪市	—	撤去工
下水道	D=150mm	1.950m	大阪市	—	撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部開発誘導課)

### 大阪市告示第175号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年2月10日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 許可番号  
平成23年12月5日 大阪市指令計（開）第69号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
大阪市住之江区粉浜西1丁目37番4の一部、38番の2の一部
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府中央区徳井町2丁目4番8号  
株式会社 福地興産

代表取締役 福地 隆史

4 新たに設置された公共施設

公共施設の 種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員 (管径)	延長			
道路	0.269～ 0.472m	13.190m	開発者	—	拡幅
下水道	D=150mm	13.800m	大阪市	—	集水ますI型 インバート付 7カ所 新設工
下水道	D=200mm	0.300m	大阪市	—	集水ますI型 インバート付 1カ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設の 種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員 (管径)	延長			
下水道	—	—	大阪市	—	集水ますI型 2カ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部開発誘導課)

大阪市告示第176号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年2月10日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成24年1月11日 大阪市指令計（開）第75号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市鶴見区横堤5丁目209番3の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市鶴見区鶴見6丁目6番56号

株式会社住商

代表取締役 榎 和美

4 新たに設置された公共施設

公共施設の 種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員 (管径)	延長			
道 路	4.000m	33.550m	開発者	開発者	
下水道	D = 150mm	1.900m	大阪市		集水ます 型 インバート付 1カ所新設工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部開発誘導課)

大阪市告示第177号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定に基づく次の道路について、大阪市建築基準法施行条例(平成12年大阪市条例第62号)第5条の規定により廃止を承認した。

その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成24年2月10日

大阪市長 橋 下 徹

廃止承認年月日及び指令番号

平成24年1月24日

大阪市指令大計建企第1043号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
阿倍野区 播磨町1丁目	3番60の一部	m 4.0	m 41.17	

(計画調整局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第178号

電子印に係る公印の用途を変更するため、大阪市公印規則(昭和30年大阪市規則第48号)第11条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年2月10日

大阪市長 橋 下 徹

名 称	ひな型 の番号	用 途	使 用 年月日

<p>一般公印</p> <p>事業所長印 (大阪市立更生 相談所長印)</p>	<p>20</p>	<p>(使用する文書)</p> <p>総合福祉システム（生活保護システム）より出力される次の文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸籍謄本等送付依頼書</li> <li>・ 扶養援助照会書</li> <li>・ 法第29条に基づく関係先調査依頼書</li> <li>・ 病状調査指示書</li> <li>・ 病状調査依頼書</li> <li>・ 診療状況について（照会）</li> <li>・ 保護決定通知書</li> <li>・ 保護申請却下通知書</li> <li>・ 入院・入所依頼書</li> <li>・ 保護廃止停止決定通知書</li> <li>・ 返還金・徴収金決定書</li> <li>・ 医療要否意見書</li> <li>・ 生活保護法医療券・調剤券</li> <li>・ 給付要否意見書（治療材料）</li> <li>・ 給付要否意見書（移送）</li> <li>・ 生活保護法治療材料券・治療材料費請求明細書</li> <li>・ 給付要否意見書（施術）</li> <li>・ 施術券・施術報酬請求明細書</li> <li>・ 生活保護法介護券</li> </ul>	<p>平成24年 4月1日</p>
<p>専用公印</p> <p>生活保護事務及 び保育所入所事 務用保健福祉セ ンター所長印</p>	<p>16</p>	<p>生活保護法に基づく事務及び保育所入所承諾等通知書用（印影印刷用及び電子印用）</p> <p>(使用する文書)</p> <p>総合福祉システム（生活保護システム）より出力される次の文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸籍謄本等送付依頼書</li> <li>・ 扶養援助照会書</li> <li>・ 法第29条に基づく関係先調査依頼書</li> <li>・ 病状調査指示書</li> <li>・ 病状調査依頼書</li> <li>・ 診療状況について（照会）</li> <li>・ 保護決定通知書</li> <li>・ 保護申請却下通知書</li> </ul>	<p>平成24年 4月1日</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院・入所依頼書</li> <li>・保護廃止停止決定通知書</li> <li>・返還金・徴収金決定書</li> <li>・医療要否意見書</li> <li>・生活保護法医療券・調剤券</li> <li>・給付要否意見書（治療材料）</li> <li>・給付要否意見書（移送）</li> <li>・生活保護法治療材料券・治療材料費請求明細書</li> <li>・給付要否意見書（施術）</li> <li>・施術券・施術報酬請求明細書</li> <li>・生活保護法介護券</li> <li>・保育所入所内定通知書</li> <li>・保育所入所決定等通知書</li> <li>・保育所入所不承諾・保留通知書</li> <li>・保育実施解除通知書</li> </ul>	
--	--	--

（健康福祉局生活福祉部保護課）

**大阪市告示第179号**

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第4項の規定により読み替えられた第10条の5第1項に基づき、大阪市森林整備計画の案をたてたので、同条第5項において準用する同法第6条第1項の規定により、当該森林整備計画の案を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成24年2月10日

大阪市長 橋下 徹

1 縦覧場所

大阪市福島区野田1-1-86  
 大阪市中心卸売市場本場業務管理棟6階  
 大阪市ゆとりとみどり振興局緑化推進部計画課

2 縦覧期間

平成24年2月10日から同年3月12日まで

（ゆとりとみどり振興局緑化推進部計画課）

**大阪市告示第180号**

都市公園法（昭和31年法律第79号）第27条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年2月10日

大阪市長 橋 下 徹

次の公園内にある物件（現場において区画を定めて告示文を貼った範囲内にある物件）は、都市公園法第6条第1項の規定に違反するので、平成24年2月23日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

種 類	場 所
テント小屋掛け及び その他放置物品	大阪市西成区津守1丁目13番 (西成公園内)

(ゆとりとみどり振興局緑化推進部 天王寺動植物公園事務所)

### 大阪市告示第181号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立住まい情報センターについて、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立住まい情報センター条例（平成11年3月17日条例第30号）第22条の規定に基づき公告する。

平成24年2月10日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 施設の名称  
大阪市立住まい情報センター
- 2 指定管理者  
大阪市北区天神橋6丁目4番20号  
大阪市住宅供給公社・アクティオ・京都科学共同事業体
- 3 指定の期間  
平成24年4月1日から平成28年3月31日まで

(都市整備局企画部住宅政策課)

### 大阪市告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年2月10日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成24年2月24日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した

者が除却する。

種 類	場 所
普通自動車 (ダイハツ 白色)	平野区加美東3丁目7番先

(建設局管理部路政課)

### 大阪市告示第183号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が、車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

平成24年2月10日

大阪市長 橋 下 徹

#### 1 路線及び指定する道路の区間

道 路 名	起 点	終 点
国道 308号線	大阪市東成区 深江南地先	大阪市中央区 松屋町地先
指定市道 四天王寺巽線	大阪市生野区 中川6丁目地先	大阪市天王寺区 六万休町地先
主要府道 大阪狭山線	大阪市東住吉区 矢田7丁目地先	大阪市東住吉区 矢田1丁目地先

#### 2 指定する期日

平成24年4月1日

(建設局管理部路政課)

### 大阪市告示第184号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成24年2月10日

大阪市長 橋 下 徹

#### 1 路線及び指定する道路の区間

道 路 名	起 点	終 点
指定市道 福島桜島線	大阪市此花区 北港1丁目地先	大阪市此花区 北港1丁目地先

国道 479号線	大阪市旭区 新森緑1丁目地先	大阪市旭区 新清水5丁目地先
指定市道 大阪環状線	大阪市東住吉区 杭全6丁目地先	大阪市東住吉区 今林2丁目地先
指定市道 東住吉区第1951号線	大阪市東住吉区 今林2丁目地先	大阪市東住吉区 今林2丁目地先

2 指定する期日

平成24年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- ① 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること
- ② 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること
- ③ 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること

(建設局管理部路政課)



大阪市告示第185号

次の施設について、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成21年大阪市条例第125号）第4条第4項の規定に基づき、次のとおり平成24年2月10日から回数券を発行することを承認したので、同条第5項の規定により公告する。

平成24年2月10日

大阪市長 橋下 徹

回数利用料金

自転車駐車場	自転車	
	11回分	24回分
桜川駅・JR難波駅・汐見橋駅自転車駐車場	1,500円	3,000円

(建設局管理部自転車対策課)

### 大阪市告示第186号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成24年2月10日

大阪市長 橋 下 徹

金融機関名	店舗名	所在地		変更日
近畿大阪銀行	北田辺支店	変更前	〒546-0044 大阪市東住吉区北田辺 4丁目23番5号	平成24年 2月20日
		変更後	〒546-0044 大阪市東住吉区北田辺 4丁目23番4号	

(会計室会計管理担当)

### 大阪市告示第187号

大阪市音楽団「吹奏楽フェスタ2012」入場料金の収納事務については、次の者に委託したので、地方自治法施行令第158条第2項に基づき告示する。

平成24年2月10日

大阪市長 橋 下 徹

#### 1 委託先

東京都渋谷区東一丁目2番20号

ぴあ株式会社 執行役員

エリア統括局

局長 藪内 知利

東京都品川区大崎一丁目11番2号

株式会社ローソンHMVエンタテイメント

ローソンチケット本部

本部長 佐々木 宏司

#### 2 委託内容

大阪市音楽団「吹奏楽フェスタ2012」入場料金の収納事務

#### 3 委託期間

平成24年2月13日から同年4月26日まで

(教育委員会事務局 大阪市音楽団)

  
**大阪市（消）告示第6号**

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同法第17条の4第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年2月2日

大阪市消防長 岡 武 男

- 1 防火対象物の所在地  
大阪市浪速区日本橋西1丁目4番16号
- 2 防火対象物の名称  
日本橋UPS
- 3 命令を受けた者の氏名  
森田 将義
- 4 命令事項
  - (1) 平成24年2月29日までに、避難口誘導灯を設置すること
  - (2) 平成24年2月29日までに、階段部分に通路誘導灯を設置すること
- 5 命令年月日  
平成24年1月31日

(消防局予防部予防課)

  
**大阪市（消）告示第7号**

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同法第17条の4第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年2月2日

大阪市消防長 岡 武 男

- 1 防火対象物の所在地  
大阪市浪速区日本橋西1丁目4番16号
- 2 防火対象物の名称  
日本橋UPS
- 3 命令を受けた者の氏名  
株式会社SPIKE 代表取締役 丹 佐登志
- 4 命令事項
  - (1) 平成24年2月29日までに、避難口誘導灯を設置すること
  - (2) 平成24年2月29日までに、階段部分に通路誘導灯を設置

すること

- 5 命令年月日  
平成24年1月31日

(消防局予防部予防課)

## 大阪市交通局告示第12号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成24年2月10日

大阪市交通局長 新谷 和英

### 1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号  
大阪市契約管財局契約部物品等契約担当  
電話 06-4395-7161

### 2 入札に付する事項

#### (1) 購入物品及び予定数量

ラジアルタイヤ(中型車用 245/70R19.5)ほか1点(上期)

内訳 ア ラジアルタイヤ中型車用 245/70R19.5 136/134J 200本

イ ラジアルタイヤ低床車用 275/70R22.5 148/145J 700本

(電子入札対象案件とする。)

#### (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

#### (3) 納入期間 平成24年4月1日から同年9月30日までの間

#### (4) 納入場所 入札説明書による。

#### (5) 納入方法 本市が指定した日時に、指定する数量を納入すること

### 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ)に行えば、当該審査を行う。ただし、平成24年2月24日(金)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

#### (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること

#### (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと

#### (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

#### (4) 平成23・24年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「36 自動車用品」で登録していること

## 4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先  
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局  
（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法  
公示日から平成24年2月24日（金）午後5時まで無償により交付する。  
（ただし、本市の休日を除く。）
- (3) 入札参加申請書等の受付期間  
公示日の翌開庁日から平成24年2月24日（金）午後5時まで（ただし、  
本市の休日を除く。）
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

## 5 契約条項を示す場所

〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号 大阪市交通局庁舎3階  
大阪市交通局総務部経理課 電話 06-6585-6251

## 6 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
  - ア 入札書受付期間  
平成24年3月21日（水）及び同月22日（木）の午前9時から午後5時  
まで
  - イ 開札予定日時  
平成24年3月23日（金）午前11時30分
  - ウ 場所 システム上
- (2) 紙入札による場合
  - ア 入札書受付期間  
平成24年3月23日（金）午前11時から午前11時30分まで
  - イ 開札予定日時  
平成24年3月23日（金）午前11時30分
  - ウ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）  
ただし、大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第  
4号。以下「契約規程」という。）第21条第3項に規定する郵便等（以  
下「郵便等」という。）による入札の場合は、平成24年3月22日（木）  
午後5時までに必着のこと

## 7 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要  
ただし、契約規程第36条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成23年2月24日（金）午後5時までに、受付場所に持参又は郵送等により必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

#### 9 入札の無効

契約規程第24条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

#### 10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 本契約は概算契約であり、契約金額の確定は、納入期限において実納入数量に契約時の単価を乗じて行うものとする。
- (3) 契約の締結は、平成24年度予算が発効したときとする。
- (4) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (6) 詳細は入札説明書による。

#### 11 当該購入物品で今後調達が予想される数量及び入札公示の予定時期

平成24年8月頃

- |   |             |             |          |      |
|---|-------------|-------------|----------|------|
| ア | ラジアルタイヤ中型車用 | 245/70R19.5 | 136/134J | 200本 |
| イ | ラジアルタイヤ低床車用 | 275/70R22.5 | 148/145J | 600本 |

#### 12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Tubeless radial tires (for medium size non-step bus 245/70R19.5)  
with one another tires for the former months of the FY2012.
  - ① Tubeless radial tire for medium size non-step bus 245/70R19.5  
136/134J 200 tires
  - ② Tubeless radial tire for large size non-step bus 275/70R22.5  
148/145J 700 tires
- (2) The closing date and time for the submission of application forms

and attached documents for the qualification confirmation:

5:00 PM, 24 February 2012

(3) The date and time for the submission of tenders:

① on the Osaka City Electronic Tender System:

from 9:00AM, 21 March 2012 to 5:00PM, 22 March 2012

② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 23 March 2012

③ by post: 5:00PM, 22 March 2012

(4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,  
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-  
0007, TEL 06-4395-7161

(交通局総務部経理課)

### 大阪市交通局告示第13号

次のとおり落札者等について公示する。

平成24年2月10日

大阪市交通局長 新谷 和英

[掲載順序]

◎ 契約担当 (所在地)

①調達件名、数量 (予定数量) 及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日 (随意契約の場合は契約日) ④落札者 (随意契約の場合は契約相手方) ⑤落札金額 (随意契約の場合は契約金額) ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎ 交通局総務部経理課 (大阪市西区九条南1丁目12番62号)

①軽油A 第4四半期 690KL 買入 (単価契約) ②一般 ③23.12.9 ④三徳商事(株) 大阪市淀川区新高4丁目1番3号 ⑤102,765円 ⑥23.10.21

①軽油B 第4四半期 490KL 買入 (単価契約) ②一般 ③23.12.9 ④三菱商事石油(株) 関西支店 豊中市新千里東町1丁目5番3号 ⑤102,975円 ⑥23.10.21

①軽油C 第4四半期 650KL 買入 (単価契約) ②一般 ③23.12.9 ④三徳商事(株) 大阪市淀川区新高4丁目1番3号 ⑤102,975円 ⑥23.10.21

①軽油D 第4四半期 460KL 買入 (単価契約) ②一般 ③23.12.9 ④トーヨーエナジー(株) 大阪府中央区徳井町2丁目4番14号 ⑤103,133円 ⑥23.10.21

①バイオディーゼル燃料 (B5) 第4四半期 190KL 買入 (単価契約) ②一般 ③23.12.9 ④トーヨーエナジー(株) 大阪府中央区徳井町2丁目4番14号 ⑤121,245円 ⑥23.10.21

①高速鉄道各駅清掃等業務委託 (Bブロック) 長期継続 一式 ②一般 ③

23. 12. 14④(株)オービーケー 大阪市西区北堀江1丁目7番4号 ⑤193,970,073円 ⑥23. 8. 19

①高速鉄道各駅清掃等業務委託(Fブロック)長期継続 一式 ②一般 ③  
23. 12. 14 ④大代興業(株) 大阪市西区九条1丁目26番9号 ⑤184,501,800円 ⑥23. 8. 19

①高速鉄道各駅清掃等業務委託(Hブロック)長期継続 一式 ②一般 ③  
23. 12. 14 ④アサカ・パーソナル・リレーションズ(株) 大阪市住吉区苅田7丁目12番19号 ⑤121,791,600円 ⑥23. 8. 19

①高速鉄道各駅清掃等業務委託(Kブロック)長期継続 一式 ②一般 ③  
23. 12. 14 ④アサカ・パーソナル・リレーションズ(株) 大阪市住吉区苅田7丁目12番19号 ⑤136,458,000円 ⑥23. 8. 19

①高速鉄道各駅清掃等業務委託(Mブロック)長期継続 一式 ②一般 ③  
23. 12. 14 ④大代興業(株) 大阪市西区九条1丁目26番9号 ⑤72,372,300円 ⑥23. 8. 19

①高速鉄道各駅清掃等業務委託(Pブロック)長期継続 一式 ②一般 ③  
23. 12. 14 ④大代興業(株) 大阪市西区九条1丁目26番9号 ⑤265,055,700円 ⑥23. 8. 19

①高速鉄道各駅清掃等業務委託(Sブロック)長期継続 一式 ②一般 ③  
23. 12. 14 ④(株)オービーケー 大阪市西区北堀江1丁目7番4号 ⑤146,604,463円 ⑥23. 8. 19

①動力車操縦者養成用C A I システム教材改造 一式 ②随意 ③23. 12. 15  
④東急テクノシステム(株) 神奈川県川崎市中原区今井上町55 ⑤103,425,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

①平成23年度大阪市交通局ネットワーク接続型タイムレコーダー 一式 長期借入 ②一般 ③23. 12. 22 ④東京センチュリーリース(株) 大阪情報器営業部 大阪府中央区本町3丁目5番7号 ⑤45,901,800円 ⑥23. 11. 4

①平成23年度大阪市交通局出勤管理システム用パソコン 一式 長期借入 ②一般 ③23. 12. 22 ④富士通リース(株) 大阪支店 大阪府中央区城見2丁目2番53号 ⑤148,186,584円 ⑥23. 11. 4

(交通局総務部経理課)

## 大阪市水道局告示第11号

次のとおり落札者等について公示する。

平成24年2月10日

大阪市水道局長 井上裕之

[掲載順序]

◎ 契約担当(所在地)

①調達件名、数量(予定数量)及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日(随

意契約の場合は契約日) ④落札者(随意契約の場合は契約相手方) ⑤落札金額(随意契約の場合は契約金額) ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎ 水道局総務部管財課(大阪市住之江区南港北2丁目1番10号ATCビルITM棟9階)

①液体クロマトグラフ質量分析装置(100514)一式 買入 ②一般 ③23.11.9 ④(株)ジェイ・サイエンス関西 大阪支店 大阪府吹田市江坂町1-8-22 ⑤26,019,000円 ⑥23.9.22

(水道局総務部管財課)



**大阪市教育委員会告示第5号**

大阪市文化財保護条例(平成11年大阪市条例第5号)第6条第1項及び第23条第1項に基づき、次のとおり大阪市指定有形文化財等を指定する。

平成24年2月10日

大阪市教育委員会  
委員長 矢野 裕俊

大阪市指定有形文化財(建造物)

名 称 及 び 員 数	文化財の所在の場所	所有者又は占有者
久本寺番神堂 1棟	中央区谷町8丁目1番34号	宗教法人 久本寺
本町橋 1基	中央区本町橋～本町1丁目	大阪市(建設局)

大阪市指定有形文化財(美術工芸品)

名 称 及 び 員 数	文化財の所在の場所	所有者又は占有者
木造薬師如来坐像 1軀	平野区平野本町4丁目12番21号	宗教法人 全興寺
木造地藏菩薩坐像 1軀	平野区平野本町4丁目12番21号	宗教法人 全興寺
木造聖徳太子立像 1軀	平野区平野本町4丁目12番21号	宗教法人 全興寺
木造地藏菩薩立像 1軀	北区与力町1番2号	宗教法人 寶珠院
絹本著色釈迦十六善神画像 1幅	西淀川区姫島1丁目24番26号	宗教法人 慈雲寺
絹本著色釈迦十六善神画像 1幅	平野区平野本町4丁目12番21号	宗教法人 全興寺
絹本著色十一面観音菩薩画像 1幅	平野区平野本町4丁目12番21号	宗教法人 全興寺

絹本著色弘法大師画像 1幅	平野区平野本町4丁目 12番21号	宗教法人 全興寺
絹本著色天台大師画像 1幅	北区長柄東1丁目3番 12号	宗教法人 鶴満寺
銅喚鐘 1口	平野区瓜破東2丁目11 番48号	宗教法人 安楽寺
紙本墨書三願文 親鸞筆 1幅	西淀川区姫島1丁目24 番26号	宗教法人 慈雲寺

## 大阪市指定有形文化財（歴史資料）

名称及び員数	文化財の所在の場所	所有者又は占有者
定願寺真宗関係史料 一括 (9点)	生野区巽南1丁目10番 10号	宗教法人 定願寺
船町阿弥陀仏(圓照寺真宗関 係史料) 一括(8点)	西区江戸堀2丁目2番 22号	宗教法人 圓照寺
古田織部書状 1幅	北区与力町1番2号	宗教法人 寶珠院

## 大阪市指定有形文化財（考古資料）

名称及び員数	文化財の所在の場所	所有者又は占有者
長原遺跡出土旧石器資料 21点	平野区長吉川辺3丁目 16番(出土地)	大阪市(教育委員 会事務局)

## 大阪市指定無形文化財

名称	住所	保持者
彫金(装剣金工)	東住吉区田辺1丁目13 番14号	阪井 政市 (号俊政)

(教育委員会事務局生涯学習部文化財保護担当)

## 大阪市教育委員会告示第6号

大阪市文化財保護条例(平成11年大阪市条例第5号)第24条第5項に基づき、次のとおり大阪市指定無形文化財を解除する。

平成24年2月10日

大阪市教育委員会  
委員長 矢野 裕俊

## 解除となる大阪市指定無形文化財

名称	保持者	理由
上方漫才 (平成11年11月5日指定)	喜味 こいし (篠原 勲)	保持者死亡のため

(教育委員会事務局生涯学習部文化財保護担当)

# 公 告

## 大阪市公告第21号

次の者を、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項第1号及び第3号の規定により免職する。

平成24年1月31日

大阪市長 橋 下 徹

大阪市職員 谷 本 洋 子

(総務局人事部人事課)

## 大阪市公告第26号

区役所において使用する大阪市長印を次のとおり新設し、平成24年2月15日から使用する。

平成24年2月10日

大阪市長 橋 下 徹

北区



都島区



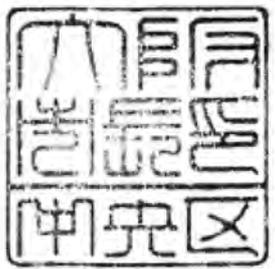
福島区



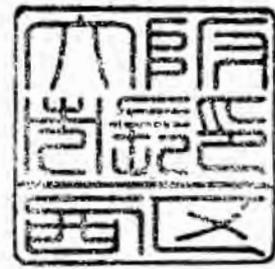
此花区



中央区



西区



港区



大正区



天王寺区



浪速区



西淀川区



淀川区



東淀川区



東成区



生野区



旭区



城東区



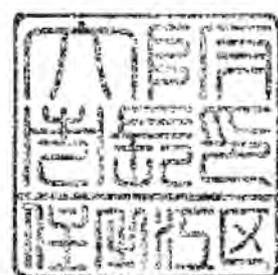
鶴見区



阿倍野区



住之江区



住吉区



東住吉区

平野区

西成区



(市民局市民部区政課)

大阪市公告第27号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成24年2月10日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-600号

大阪市契約管財局管財部管財担当市有不動産売却グループ

電話 06-4395-7134~7136

2 入札に付する物件

土地

物件番号	所在地	地目	地積 (㎡)	予定価格 (円)
①	天王寺区国分町7番2	宅地	920.92	298,200,000
②	天王寺区六万体町304番1	宅地	246.98	122,000,000
③	西淀川区福町1丁目9番3	宅地	901.82	116,400,000
④	阿倍野区文の里1丁目10番2	宅地	664.58	299,900,000

建物付土地

物件番号	所在地	地目	地積 (㎡)	建物概要	予定価格 (円)
⑤	浪速区浪速西 3丁目2番2	宅地	702.09	鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 526.59㎡	43,300,000
⑥	東淀川区東中島 2丁目17番3	宅地	836.48	鉄筋コンクリート造3階建 延床面積 879.58㎡	126,000,000

土地

物件番号	所在地	地目	地積 (㎡)	予定価格 (円)
------	-----	----	--------	----------

	都島区中野町5丁目1番403	宅地	2,212.90	486,900,000
	住之江区南港東8丁目1番52	宅地	14,938.89	943,200,000
	西成区北津守4丁目96番1	雑種地	2,018.34 (実測)	109,000,000
	西成区南開2丁目14番9	宅地	2,252.04	127,000,000

## 建物付土地

物件番号	所在地	地目	地積(㎡)	建物概要	予定価格(円)
	東住吉区矢田7丁目273番3	宅地	6,669.15	鉄骨造平家建 外4棟 延床面積 2,466.61㎡	124,400,000
	西成区出城2丁目5番2	宅地	2,676.52	鉄筋コンクリート造平家建 延床面積 305.44㎡	279,400,000

## 3 入札参加者の資格

## 個人及び法人

ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること

## 4 入札実施要領の交付場所等

- (1) 入札実施要領の交付場所、入札参加申込書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

前記1に同じ

- (2) 入札実施要領の交付方法

公示の日から平成24年3月9日（金）まで

（日曜日及び土曜日は除く。）

午前9時30分から正午まで及び午後2時から午後5時まで

前記1において無償により交付する。

- (3) 入札参加申込書の受付期間

平成24年2月28日（火）から同年3月9日（金）まで

（日曜日及び土曜日は除く。）

午前9時30分から正午まで及び午後2時から午後5時まで

## 5 入札執行の日時及び場所

物件番号 ~ まで 平成24年3月15日（木） 午前10時30分

物件番号 ~ まで 平成24年3月16日（金） 午前10時30分

両日とも、午前9時15分から受付を行う。

大阪市港区弁天1丁目2番1 - 1300号

大阪市契約管財局入札室

## 6 入札保証金

入札書に記入する価格の100分の10以上

\* 入札保証金は、落札者を除き、開札後還付する。

\* 落札者の入札保証金は、契約保証金に充当する。

#### 7 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（契約管財局管財部管財担当市有不動産売却グループ）

### 大阪市公告第28号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成24年2月10日

大阪市長 橋 下 徹

#### 1 担当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

あべのルシアス13階

大阪市環境局総務部総務課

電話 06-6630-3164

#### 2 入札に付すべき事項

売払物品名	数量
古油（鶴見工場）	約2400リットル

#### 3 下見日時及び場所

下見場所	保管場所	下見日時
鶴見工場	鶴見区焼野 2-11-5	平成24年2月24日（金） 午後2時～午後3時

#### 4 入札参加に要する書類

(1) 一般競争入札参加申出書兼契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない旨の誓約書（本市交付）

(2) 大阪市契約管財局契約部物品等契約担当の発行する平成22・23年度物品売払入札参加承認証の写し

※平成22・23年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.jp/>）の目的別メニュー⑤入札・契約に関する情報を調べる→不用品売払入札のご案内→「平成22・23年度物品売払入札参加承認証」の申請要領からダウンロードすること

#### 5 入札用紙の交付期限

本公告の日から平成24年2月23日（木）午後5時30分まで

#### 6 入札説明書の交付場所等

上記1及び大阪市ホームページからダウンロード可

([http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin\\_nyusatsuanken/21-Curr.html](http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/21-Curr.html))

7 入札保証金

免除

8 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること

契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額を全額即納する場合には契約保証金を免除する。

9 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行の日時

平成24年2月27日（月） 午前10時

(2) 入札執行の場所

あべのルシアスビル12階 大阪市環境局入札室

10 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

11 入札の無効

(1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

(2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者がした入札

12 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

13 その他

(1) 契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

14 問い合わせ先

（売払物品に関する問い合わせ先）

環境局施設部鶴見工場 電話06-6912-4700

（入札・契約に関する問い合わせ先）

環境局総務部総務課 電話06-6630-3164

（環境局総務部総務課）

## 大阪市公告第29号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成24年2月10日

大阪市長 橋 下 徹

## 1 担当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号  
あべのルシナス13階  
環境局総務部総務課  
電話 06-6630-3164

## 2 入札に付すべき事項

## (1) 売払物品及び予定数量

① 紙パック（北部・城北環境事業センター分）	50,140kg
② 紙パック（東北・西北環境事業センター分）	43,480kg
③ 紙パック（中部・東部・東南環境事業センター分）	58,600kg
④ 紙パック（中部出張所・西部・西南・南部環境事業センター分）	60,760kg

上記①～④の案件ごとに入札に付する。

## (2) 売払物品の特質等

売払仕様書による

## (3) 引取期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

## (4) 引取方法

売払仕様書による

## (5) 入札方法

予定数量に1kgあたりの単価を乗じた概算総額により行う。

## (6) 売払物品の確認

入札参加を認められたものは売払物品見本の確認を行うこと  
(確認場所)

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号  
あべのルシナス13階  
環境局環境施策部資源循環課 電話06-6630-3259

## 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 入札参加申出受付期限までに、契約管財局契約部物品等契約担当に対し売払入札参加の申請を行い、承認書の交付を受けていること
- (3) 売払物品の全量について、適正処理及び再生利用ができること
- (4) 入札参加申出時において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指

名停止を受けていないこと

- (5) 入札参加申出時において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (6) 次の要件を充たす引渡場所を1カ所以上設けること
  - ① 本市が指定する行政区内に引渡場所があること
  - ② 引渡場所又はその近辺で、買受人の負担によるトラックスケールでの計量が可能であること
  - ③ 2t車のダンプ操作による荷下ろし作業が可能であること
  - ④ 本市職員等の手作業による荷下ろし作業が可能であること
  - ⑤ 引渡期間中、随時に引渡しが可能であること

#### 4 入札参加に要する書類

- (1) 一般競争入札参加申出書兼契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない旨の誓約書（本市交付）
- (2) 大阪市契約管財局契約部物品等契約担当の発行する平成22・23年度物品売払入札参加承認証の写し  
※平成22・23年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム (<http://www.keiyaku.city.osaka.jp/>) の目的別メニュー⑤入札・契約に関する情報を調べる→不用品売払入札のご案内→「平成22・23年度物品売払入札参加承認証」の申請要領からダウンロードすること
- (3) 処理施設の図面の写し（所在地・作業場所の明記があるもの）
- (4) 使用する計量器について、計量法第19条に基づく検査に合格していることが証明できる書類の写し

#### 5 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所  
上記1及び大阪市ホームページからダウンロード可  
([http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin\\_nyusatsuanken/21-Curr.html](http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/21-Curr.html))
- (2) 入札参加申出書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先  
上記1
- (3) 入札参加申出書の受付期間  
本公告の日から平成24年2月29日（水）午後5時30分まで

#### 6 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札執行の日時  
平成24年3月16日（金） 午前10時
- (2) 入札執行の場所  
あべのルシアス12階 大阪市環境局入札室

#### 7 入札保証金等

- (1) 入札保証金  
免除

## (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること  
契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額を全額即納する場合には契約保証金を免除する。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

但し、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類  
を持参しなかった場合は、次順位のことを落札者とする。

## 8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望するものは、平成24年2月29日（水）までに証明書等の  
提出をしなければならない。提出された証明書等の審査の結果によっては、  
入札に参加することができない。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じ  
なければならない。

## 9 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項の規定に該当  
する入札

※入札参加を認められた者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必  
ず売払物品見本の確認を行うこと。確認について主管局立会者の押印のな  
い入札は無効とする。

## 10 その他

(1) 詳細は入札説明書による。

(2) 契約の締結は、平成24年度予算が発効したときとする。

(3) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要  
綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものと  
する。

(4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排  
除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(環境局総務部総務課)

## 大阪市公告第30号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成24年2月10日

大阪市長 橋 下 徹

## 1 契約担当



\*エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

- (2) 古物営業法に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること
- 5 入札参加申込の受付期間及び受付場所
    - (1) 受付期間 本公告の日から平成24年2月27日（月）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後1時から午後1時45分までを除く。）
    - (2) 受付場所 上記1に同じ
  - 6 入札参加資格の審査等
    - (1) 5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。  
資格審査は、4にある承認証等を確認することによるので、持参すること
    - (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、17（2）にある本人確認書類を必ず持参すること。
  - 7 仕様書の交付方法  
本公告の日から平成24年2月27日（月）午後5時30分まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。
  - 8 契約条項を示す場所  
上記1に同じ
  - 9 入札保証金  
免除
  - 10 契約保証金  
契約金額の100分の10以上を指定期限（入札日当日）までに納付すること  
ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。  
契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。
  - 11 入札執行場所  
ATCビルITM棟 6階 大阪市建設局入札室
  - 12 入札執行日時
    - ① 平成24年2月29日（水） 午前10時
    - ② 平成24年2月29日（水） 午前10時30分
  - 13 入札の方法
    - (1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること
    - (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること
  - 14 入札に参加できない者

地方自治法施行令第167条の4に該当する者、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

(注1) 開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

17 契約の決定、決定の無効

(1) 落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。

(2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

ア 下記書類を1点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書

イ 下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証(国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険)、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書(国民年金、厚生年金保険、船員保険)、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

18 その他

(1) 10の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

(2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(建設局総務部経理課)



### 大阪市公告第31号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成24年2月10日

大阪市長 橋 下 徹

#### 1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号  
 A T Cビル I T M棟6階  
 大阪市建設局総務部経理課  
 電話06-6615-7540

#### 2 入札に付すべき事項

売払物品	数量
鶴見外15自転車保管所古自転車等-11	16山

#### 3 下見日時及び保管場所

下見日時	保管場所	所在地
3月1日 (木) 午前9時30分から 午後4時30分まで (ただし、午前11 時30分から午後1 時30分を除く。)	鶴見保管所	鶴見区安田2-6
	南港第2保管所	住之江区南港東2-4先 (阪神高速道路湾岸線高架下)
	新木津川大橋保 管所	住之江区柴谷1-2番附近 (新木津川大橋高架下)
	長吉南保管所	平野区长吉長原東1-2
	瓜破保管所	平野区瓜破6-3先 (阪神高速松原線高架下)
	下寺北保管所	浪速区下寺3-6
	下寺ミニバイク 専用保管所	浪速区下寺3-2
	西野田保管所	此花区西九条5-3-9
	立売堀保管所	西区立売堀4-5先 (阪神高速道路高架下)
	十三バイパス高	北区中津7-9



資格審査は、4にある承認証等を確認することによるので、持参すること

- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、17（2）にある本人確認書類を必ず持参すること。

#### 7 仕様書の交付方法

本公告の日から平成24年2月29日（水）午後5時30分まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

#### 8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

#### 9 入札保証金

免除

#### 10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限（入札日当日）までに納付することただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。  
契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

#### 11 入札執行場所

A T Cビル I T M棟 6階 大阪市建設局入札室

#### 12 入札執行日時

平成24年3月2日（金） 午前10時

#### 13 入札の方法

- (1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること
- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

#### 14 入札に参加できない者

地方自治法施行令第167条の4に該当する者、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

#### 15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

#### 16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参

しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

17 契約の決定、決定の無効

- (1) 落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。
- (2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

ア 下記書類を1点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書

イ 下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険）、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

18 その他

- (1) 10の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。
- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。  
契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

（建設局総務部経理課）